

I 答申の趣旨

川崎市においては、2001（平成13）年10月、男女平等施策の法的根拠となる男女平等かわさき条例を制定し、男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の基本理念、取り組むべき施策及び推進体制を明確にしました。（川崎市条例第14号。以下「条例」という。）

そして、2004年5月、この条例に基づく川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」（以下「行動計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、取り組みを進めてきました。

さまざまな要望を持つ市民や事業者にとって、納得の得られる施策を推進するためには、行動計画の実施状況を総合的に評価し、市の目的とする男女平等の進展を知ることが大切です。

川崎市ではこれまで、各所管課が自ら行動計画に基づく各事業の推進状況調査を実施し、その結果を市民や事業者に示してきました。今後はこの自己評価に加え、市民の意見や要望をふまえた評価を実施することが必要であることから、行動計画では13の重点項目の1つに男女平等の実現度合いを市民や事業者にわかりやすく示す「行動計画の推進状況を評価するシステムの構築」を掲げています。

この項目に基づき、市長より平成16年5月28日に「男女平等推進状況を点検、評価するための仕組みづくりについて」の諮問を受けた第2期男女平等推進審議会は、行動計画の推進状況を点検・評価する効果的な手法を提案するために9回の全体会議及び13回の部会会議を開き、検討してきました。その結果を以下に答申します。

今後、行動計画の実施状況を評価するシステムを構築するにあたっては、この答申の内容を最大限尊重することを要望します。

II 評価の仕組みづくりについて

1 評価の目的

「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、行動計画の推進状況を評価し、広く市民や事業者公表するとともに施策へ反映することを目的とします。

2 評価者

川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）が、市長の諮問を受け、評価します。その際、市民、事業者の意見が十分反映されるように配慮します。

3 評価の時期と公表

評価は、毎年度実施し、その結果は広く市民や事業者公表することとします。

公表の具体的な方法としては、リーフレットの作成やインターネット及びメディアの活用が考えられますが、さらに新たな手法を工夫することを求めます。

4 評価のプロセス

審議会は、次に掲げる行動計画の推進に関する3つの調査の結果に基づいて、取組みの過程に配慮しながら総合的に判断し、その結果をまとめて評価として記述します。

市は、これらの調査を毎年実施し、評価の資料として審議会に提供するものとします。

(1) 数値指標調査

審議会は、男女平等の実現度合いを客観的かつ分かりやすく示すために、行動計画に掲げられた数値目標や参考として掲げる数値、その他の指標として、別表1の25項目を提案します。市は、年毎の変遷や国及び他都市との比較を視野に入れ、この別表1の25項目の数値を調査することとします。

(2) 市民、事業者の意見調査

審議会は、市民や事業者の意見、要望を把握するために、行動計画の推進状況に関する満足度や意見、市の施策についての周知度、施策の優先順位を主な項目とした別表2を提案します。市は、市政モニター制度及び「かわさき男女共同参画ネットワーク」（すくらむネット21）（*1）等の協力を得てこの調査を実施することとします。

(3) 男女平等推進行動計画事務事業推進状況調査

審議会は川崎市が毎年実施している事務事業に対する推進状況調査結果を評価の資料とします。また、同調査の内容をふまえ、年次ごとの状況に応じて、所管部局に対するヒアリングを行います。

なお、推進状況調査の結果は行動計画の13の重点項目別に取りまとめられることが望ましいと考えます。

5 評価結果の反映

市は、行動計画の実効性をより一層高めるために、評価の結果をもとに施策の成果や課題を明確にし、以後の施策にフィードバックすることとします。

III 評価についての今後の課題

評価に係る課題として、今後、次に掲げる事項の取組みを希望します。

1 ヒアリングの制度化

行動計画の推進に役立つ評価を実施するうえで所管部局からの意見聴取が大切な役割を果たします。

評価のためのヒアリングを制度化し、拡充していくことも必要になります。さらに川崎市のあらゆる施策において男女平等を推進するためには、ヒアリング対象は男女平等施策に直結する範囲にとどめず、間接的影響を及ぼす施策へと広げることも課題です。

2 男女平等推進に直接的・間接的に関わる予算の把握

市の一般会計予算のうち男女共同参画推進事業費の推移のみならず、男女平等推進に直接的、間接的に関わる予算を把握し、その状況を点検していくことが重要と考えます。今後、その手法についての具体的な検討に取り組むよう求めます。

3 市民及び事業者の自己点検に対する支援

事業所や市民団体等が男女平等の推進状況を自己点検する場合、先進事例や点検項目の具体例の紹介、学習機会の提供等が有用です。今後、市民や事業者の自発的な自己点検の取組みを十分支援することを求めます。

4 その他

審議会は、評価の継続性を確保しやすいよう、評価の際の判断シート（別紙例）を提案します。

*1「かわさき男女共同参画ネットワーク」（愛称：すくらむネット21）

平成17年11月29日、男女共同参画への取組をよりいっそう推進するために、産業、教育、地域等のさまざまな分野で活躍している民間団体等が相互に協力、連携しながら意見や情報を交換し合う場として、市内の42団体が参加して設立された。愛称は公募され、川崎市男女共同参画センターでの活動をさらに広めるためのネットワークという意味がこめられている。